

・北海道地域振興条例について

私は、2年前にこの委員会に所属させていただき、地域振興について議論してきた。

都市と地方の格差拡大が社会問題になっており、北海道においても札幌の一極集中と過疎地の地域振興をどう図っていくかが、大きな課題だ。

過疎に悩む地域では、人口の減少と高齢社会に対する対応、産業の衰退による経済の疲弊、自治体財政の悪化による住民サービスの低下、医師不足による医療の不安など、負のスパイラル現象のように、より過疎化に拍車がかかっている。

昨年、道内全市町村を対象に実施した「住民の半数以上が65歳以上となる地域」いわゆる「限界集落」調査では、10年後「限界集落」となる集落数は、北海道全体で36.1%であるのに対し、過疎地域では全集落の42.6%が、限界集落になると予想されている。

また、国内外の環境の変化から、農業や林業、水産業の収益性が低下しており、このことが過疎化に一層の拍車をかけていると指摘せざるを得ない。

しかし、過疎化は悪い事ばかりではない。

過疎地域に対する期待が大きいのも事実だ。

日本の食糧自給率を目標の50%に達成するためには、これら過疎地域の力を借りなければ達成する事はできないのである。

さらに、環境保全や国土保全と言った大きな役割を担っている過疎地域であるため、この地域を守ることは、北海道そして日本を守ることにつながるのである。

このような状況で、地域振興条例が制定される意義は大きなものがあり、単に支庁制度改革に伴う副産物としての地域振興局対策の地域振興ではなく、北海道の将来、日本の未来を見据えた地域振興につながる条例となるよう期待し、以下質問をしていく。

1) 地域振興条例の位置づけについて

問) まず初めに、地域振興条例の位置づけについて伺う。

第5条で、地域計画の策定及び推進について定めており、「計画の策定にあたっては総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定し、計画の推進にあたっては特定分野別計画と一体的に推進する」と定めている。

このように、この地域振興条例は、北海道行政基本条例で定める「総合計画」に沿って計画を進める極めて重要な条例であり、それぞれの分野別計画を統括するような条例である。

したがって、条例に上下の差はないと思うのだが、分野別条例を統括するような条例であるため、この地域振興条例を行政基本条例の中でも明確な位置づけを行い、全体計画を網羅するような位置づけとすべきと考えるが、見解を伺う。

答) 地域振興条例は、行政基本条例に定めるどう星雲栄全般にわたる基本的な理念や原則を踏まえながら、本道の地域振興に関する基本的な考え方や道の責務と施策推進の枠組みを道民

共有の指針として示すものとして制定したいと考えている。

また、条例の第5条で広域的な地域の区分毎に地域振興を効果的に推進するための計画を策定しなければならないことを規定することとしており、具体的には昨年策定した「政策展開方針」をこの地域計画と位置づけ、産業・経済・保健・医療・福祉をはじめとする各分野における条例や計画と連動させることにより、総合的・横断的な取組を進めていく。

2) 特定地域の位置づけについて

問) この条例の素案の段階では、特定地域に対する支援として、「人口構造、産業構造等の社会経済状況の急激な変化による影響が特に懸念される地域に対し、必要な支援措置を講ずる」とあり、支援措置の対象地域及び内容は別に定めるとして、規則にゆだねた。

しかし、条例の原案では、第3章で新たに振興局所管地域の振興として新たな条項を起こして振興局限定をしての支援とした。

その後、今回の条例案では、第3章を削除し、第7条で「人口構造、産業構造等による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮する」との規定を追加した。

そこでお伺いするが、特定地域とはどのような地域を言うのか、伺う。

答) この条例案においては、第7条2項に、こうした地域の振興に十分配慮する旨の規定を設けたものであり、今後、市町村などのご意見を聞きながら、厳しい状況に個々の地域における切実な課題の解決や活性化に向け、地域の総意と主体性を生かした取組に対する支援の充実に努める。

3) 特定地域の規定について

問) このように、抽象的な表現では極めてわかりにくい。

当初の素案のように、その対象地域を規則に委ね、特定地域をより明確にした方がより分かりやすい条例になると思うが、見解を伺う。

答) 道内の多くの地域においては、人口の減少や少子高齢化が急速に進行し、また、産業構造等の変化により地域経済に大きな影響が生じている。

これらの特に厳しい状況に直面している地域に対する支援施策を推進するにあたっては、道と市町村が密接な連携を図りながら、それぞれの地域の実情に即した的確な対応をしていくことが重要だ。

このため、条例案においては、第7条2項にこうした地域に十分配慮する旨の規定を設け、今後地域振興施策の実施にあたり、各地域の過疎化や高齢化の状況に加え、市町村の財政状況などを勘案しながら、地域の切実な課題の解決と地域の活性化に向け、一層支援を行えるよう具体的な方策について早期に検討をしていく。

4) 道内の過疎地域の実態について

問) 私の地元の上川管内は、4市16町2村の22市町村で構成されており、特に音威子府村は道内180市町村で一番人口が少ない自治体となっている。

その音威子府村の人口は、昭和29年の4,284人をピークに年々減り始め、今年1月末現在では、475世帯898人となり、ピーク時の21%、約4分の1程度になってしまったのだ。

このような状況を受け、道や国は単純に合併すべきと言うかもしれないが、音威子府村の合併については、平成15年度に上川北部6市町村、翌年度には中川郡3町村で協議を行ったが不調に終わった。そのためやむを得ず、「音威子府村自立プラン」を策定し、当面は単独での行財政運営を行うこととなっている。

このように音威子府村は、自然環境を守りつつも、人口減少や産業が衰退し、厳しい行財政運営を行っており、私はこのような地域こそ、この地域振興条例で光を当てるべきと思うが、この事について伺う。

答) 本道は雄大な自然や豊富な資源に恵まれ、食料、エネルギー、環境等の課題に貢献し得る大きな潜在力を有しており、道内各地域では、こうした本道の優位性を生かした新たな取組が芽生えてきている。

今後の地域振興にあたっては、このような特色のある活動を一層活発に展開していくとともに、それぞれの地域な切実な課題の解決に向けた取組を積極的に進めていくことが重要と考えており、道としても地域の実態をしっかりと踏まえながら市町村や地域の方々と意見交換を通じて、地域振興の進め方に創意工夫を生み出し、意欲的な取組が推進できるよう努める。

5) 地域振興策の具体的手法について

問) 地域振興策の施策推進にあたっての基本方針として、第4条において、自然環境や文化、歴史、産業その他の地域の特性に配慮し、自然景観や農林水産物など、地域資源の効果的な活用、人材の育成や活用、産業や暮らし、環境等の幅広い分野の施策の一体的実施、食料、エネルギー、環境など、重要な課題解決に向けた役割を果たす、などとしているが、具体的には、どのような手法で、どのような資金を活用して地域振興を図ろうとしているのかを伺う。

答) 昨年、6つの連携地域ごとに策定した「政策展開方針」をこの条例の「地域計画」と位置づけ、産業や暮らしなど、各分野における計画と一体的に推進するとともに、平成21年度予算において地域総合補助金を増額し、要件緩和や補助対象の拡大を行うなど、支援の充実を図ることとしている。

また、道と市町村の協働による地域振興や道からの市町村への円滑な権限移譲の推進を図るため、新たな職員派遣制度の検討を進めるなど、様々な分野における職員の充実を図ることとしている。

6) 特区制度を活用した地域振興について

問) 先ほどお話しした音威子府では、地元の有志が NPO 法人を設立し、天塩川でのサケやカラフトマス、サクラマスのライセンス制の釣りと資源調査について検討し、新たな地域興しについて道に提案している。

しかし、このような新たな取り組みに対し、上川支庁や道は、従来の発想を変えず、「前例がない」との判断で、地域の想いを形にするような行動は起こしていない。

これらの道の対応について、私はとても残念に思っている。

確かに行政は、法律や条例などで判断しなければならないが、それを乗り越えて、どうやったら地域の想いが達成できるかなど、発想の転換が求められている。

前例や慣例での判断は容易いことだが、それでは地方は元気になるはずがない。今、地方に求められているのは、新たな発想で地域資源を活用した産業や地域興しをどや^{ちや}って行うかということだ。

その意味では、今回の地域からの提案は極めて理にかなっているものであり、その想いを大切にしなければならないと思っている。

そこで何うが、このような新たな発想に対し、特区制度などを活用し、従来の発想の枠を越えた判断をして地域を応援するのがこの地域振興条例だと思うが、道としての見解を何う。

答) 市町村や地域との連携・協働による取組を強力に進めるためには、地域の課題解決や活性化に向けて意欲的に取り組んでいる皆さんの意見や提案をしっかりと受け止め、反映させることが重要と考えており、この条例ではそのための体制整備を規定しているところだ。

具体的には、市長が日頃から市町村や地域の方々と一体となり、地域振興の取組を進めることとあわせ、各支庁に設置している「地域づくり連携会議」などを活用し、市町村や地域からの意見を踏まえた政策を支庁長から本庁に対し提案し、知事を本部長とする「地域づくり推進本部会議」において全庁的な調整を行いながら、毎年度の施策や予算に反映させる仕組みの充実を図っていくほか、国の制度見直しや予算に関わる課題については、国に対し必要な協力を求め、規制緩和等を進める特区制度の活用も含め、新たな発想に基づく地域振興の取組を積極的に支援していく。